

裁判長  
認 印

調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成 1 7 年 (ク) 第 1 1 4 8 号
決 定 日	平成 1 8 年 1 月 1 6 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 一 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	泉 德 治 横 尾 和 子 甲 斐 中 辰 夫 島 田 仁 郎 才 口 千 晴
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 裁 判 の 表 示	東京高等裁判所平成 1 7 年 (ラ) 第 1 3 5 5 号 (平成 1 7 年 1 0 月 1 2 日 決 定)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第 1 主文</p> <p>1 本件抗告を棄却する。</p> <p>2 抗告費用は抗告人の負担とする。</p> <p>第 2 理由</p> <p>民事事件について特別抗告をすることが許されるのは、民訴法 3 3 6 条 1 項所定の場合に限られるところ、本件抗告理由は、違憲をいうが、その実質は原決定の単なる法令違反を主張するものであって、同項に規定する事由に該当しない。</p> <p>平成 1 8 年 1 月 1 6 日</p> <p>最高裁判所第一小法廷</p> <p>裁判所書記官 松 戸 敏 男 (印)</p>	

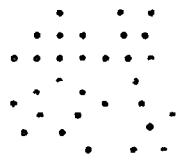
これは正本である。

- 1 -

同日同庁

裁判所書記官 松 戸 敏 男





## 当事者目録

抗	告	人	山	田		稔
抗	告	人	青	木		博
抗	告	人	平	出	糸	子
抗	告	人	金	子	真	由
抗	告	人	永	澤	由	子
抗	告	人	佐	藤	ふ	枝
抗	告	人	斉	藤	義	弘
抗	告	人	米	山		正
抗	告	人	石	井		誠
抗	告	人	小	平	佐	郎
抗	告	人	高	木	太	衛
抗	告	人	吉	崎	正	治
抗	告	人			春	
上記12名代理人						
弁護士			光	前	幸	一 ほか
相手方			独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構			
同代表者理事長			三	輪	睿	太郎